鉛鉱	LEAD ORE	一　腐食性物質（液体）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
石灰石	LIMESTONE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。
死焼マグネシア［重焼マグネシア］	MAGNESIA (DEADBURNED)	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　船長は荷送人から、貨物が十分に熱処理されていることを示す書面の提出を受けること。
マグネサイト（天然のもの）	MAGNESITE, natural	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
マンガン鉱	MANGANESE ORE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
大理石片	MARBLE CHIPS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
リン酸一アンモニウム	MONOAMMONIUM PHOSPHATE (M.A.P.)	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。
		七　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　航海中は積載場所を通風しないこと。 十　航海中、積載場所における結露及び貨物の表面からの水分の発生がないこと並びにハッチから当該場所に水が入らないことを定期的に確認すること。 十一　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
ピーナツ（殻付きのもの）	PEANUTS (in shell)	一　熱源と同一の船倉又は区画に積載する場合は、水平距離で３m以上離すこと。 二　積載場所は、清浄かつ乾燥した状態であること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 五　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 七　航海中は積載場所を通風しないこと。
礫（海中採取したもの）	PEBBLES (sea)	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　内底板を損傷しないようにすること。
ペレット（精鉱）	PELLETS (concentrates)	一　積載場所は、清浄かつ乾燥した状態であること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
パーライト	PERLITE ROCK	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
リン酸塩（脱フッ素処理したもの）［リン酸肥料（脱フッ素処理したもの）］	PHOSPHATE (defluorinated)	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。